

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 知事は、地震被災時に災害対策に必要な物資等の迅速・確実な被災地への輸送や市町域を越える避難をするための道路が、建築物の倒壊により閉塞することがないように、沿道建築物の耐震化を促進することを目的とし、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物の補強設計、耐震改修等を行う所有者に対し、予算の範囲内において滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要綱において使用する用語は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）のイ-16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和3年3月31日 国住街第223号、国住市第156号）、法および建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。
- (2) 耐震診断とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の指針または同告示に基づき国土交通大臣に認められた耐震診断の方法（以下「指針等」という。）に基づいて、省令第5条第1項に規定する耐震診断資格者（以下「耐震診断資格者」という。）が実施する建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 補強設計とは、耐震診断資格者が実施する、耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修工事の設計をいう。
- (4) 耐震改修等とは、地震に対する安全性の向上を目的として補強設計に基づき実施する建築物の改修、建替えまたは除却工事をいう。
- (5) 避難路とは、法第5条第3項第2号の規定により通行障害既存不適格建築物の敷地に接する道路として、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (6) 沿道建築物とは、法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物として、その敷地が避難路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、沿道建築物について、補強設計を行う事業、耐震改修等を行う事業であって、次の各号の区分に応じて掲げる要件に該当するもの（以下「補助事業」という。）とする。

1) 補強設計

- (1) 次の要件に該当すること。ただし、平成25年11月25日より前に耐震診断を行ったものについては、②は、次のように読み替えて適用することができる。

「② 耐震診断の結果について、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第3条第2号に規定する構造計算書を有するものであること。」

①事業の実施に要する費用について、他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。

②耐震診断の結果について、滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律事務処理要綱第3条各号に定める耐震判定機関（以下「耐震判定機関」という。）から適正であることを証する書面（以下「評価書」という。）の交付を受けたものであること。

- ③国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人その他これらに類する公的団体が所有する建築物でないこと。
 - ④建築基準法および関係法令に不適合がある場合は、所管行政庁（法第2条第3項に規定する所管行政庁をいう。以下同じ。）の確認を受けた改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（様式第18号。以下「確認書」という。）に記載された時期までに改善を行うものであること。
- (2) 耐震診断の結果、当該建築物の構造に応じ、次の要件に該当すること。
- ①鉄筋コンクリート造建築物については、指針等に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」および「第3次診断法」における構造耐震指標（以下、「 I_s 値」という。）が0.6未満またはCTU・SD指標（以下「CTU・SD値」という。）が0.3未満であること。
 - ②鉄骨造建築物については、指針等に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」における I_s 値が0.6未満または保有水平耐力による指標（以下「 q 値」という。）が1.0未満であること。
 - ③鉄骨鉄筋コンクリート造建築物については、指針等に基づく一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」および「第3次診断法」における I_s 値が0.6未満またはCTU・SD値が0.25（ただし、充腹形の場合。非充腹形の場合は0.28）未満であること。
 - ④上記①～③によらない場合は、指針等に基づくその他の耐震診断の方法により地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合しないものであること。
- (3) 法に基づく指導を受けた建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。
- (4) 法第7条の規定に基づき、耐震診断の結果を法第2条第3項に定める所管行政庁に報告した建築物であること。
- (5) 当該設計内容が、指針等の基準に適合する水準にあることについて耐震判定機関による評価書の交付を受けたものであること。
- (6) 建築基準法および関係法令に不適合がある場合は、その改善のための設計を同時に行うものであること。
- (7) 令和8年3月31日までに着手したものであること。
- 2) 耐震改修等
- (1) 前号(1)から(4)に掲げる事項に該当すること。
 - (2) 耐震改修後に、当該建築物の構造に応じ、次の要件に該当するように計画された事業であること。（建替えまたは除却工事を除く。）
 - ①鉄筋コンクリート造建築物については、 I_s 値が0.6以上、かつ、CTU・SD値が0.3以上であること。
 - ②鉄骨造建築物については、 I_s 値が0.6以上、かつ、 q 値が1.0以上であること。
 - ③鉄骨鉄筋コンクリート造建築物については、 I_s 値が0.6以上、かつ、CTU・SD値が0.25（ただし、充腹形の場合。非充腹形の場合は0.28）以上であること。
 - ④上記①～③によらない場合は、指針等に基づくその他の耐震診断の方法により地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合するものであること。
 - (3) 当該改修にかかる設計内容について、前号(5)に規定する評価書の交付を受けたものであること。（建替えまたは除却工事を除く。）
 - (4) 建築基準法および関係法令に不適合がある場合は、その改善を工事完了日までに行うものであること。
 - (5) 建替え後の建築物が省エネ基準に適合するものであること。（建替え工事に限る。）
 - (6) 令和8年3月31日までに着手したものであること。

(補助対象者)

第4条 補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業を実施する沿道建築物(以下「補助対象建築物」という。)の所有者(登記名義人または固定資産税納税義務者に限る。)とする。

2 補助事業を実施する沿道建築物が区分所有建築物である場合にあっては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体または区分所有者によって合意された代表者を補助対象者とする。

3 補助事業を実施する沿道建築物の所有者が複数存在する場合にあっては、全ての所有者によって合意された代表者を補助対象者とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費であって、別表1に掲げる補助事業の種別ごとに補助事業の実施に要する経費欄に掲げるものとする。ただし、建築基準法および関係法令に不適合がある場合の是正に要する費用は含まない。

2 補助対象経費は、別表1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

3 補助金の額は、別表1に掲げる補助金の額欄に掲げる額とする。

(全体設計の承認)

第6条 補助対象者は、耐震改修等にかかる事業が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業全体設計(変更)承認申請書(様式第1号)により、耐震改修等に係る事業費の総額および事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けなければならない。

2 前項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえ、承認することを決定したときは滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業全体設計(変更)承認書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

4 前各項の規定は、全体設計の内容を変更する場合について準用する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者が補助金の交付を申請する場合は、事業に着手する前に滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第3号)に、事業計画書(様式第3-1号または第3-2号)および滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金振込先確認書(様式第5号)ならびに別表2に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、前条第3項の規定により全体設計の承認を受けた場合において、初年度の事業費がない場合は、当該年度の補助金交付申請書の提出を要しない。

2 補助対象者は、第1項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書(様式第4-1号または第4-2号)を提出した場合はこの限りではない。

(補助金の交付条件)

第8条 規則第5条第1項に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。

(2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後10年間保存しなければならない。

らない。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条第1項の交付申請があったときは、その内容を審査したうえ、交付の可否を決定し、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 前条または第13条第2項の規定により交付決定または変更交付決定を受け、事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

(補助対象事業の実施)

第11条 補助事業者は、第9条の規定による通知を受けた後速やかに、当該事業に着手するとともに、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業着手届（様式第7号）に、別表2に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請の取下げ)

第12条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付の申請を取り下げることのできる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とし、その間に滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取下げ届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、第9条に基づく補助金の交付決定がなかったものとみなす。

3 前2項の規定は、次条第2項により補助事業の変更交付の決定の通知を受けた場合も準用する。

(補助対象事業の変更)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとする場合は、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定額変更申請書（様式第9号）および事業計画書（様式第3-1号または第3-2号）に、別表2に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に基づく変更の交付申請があったときは、その内容を審査したうえ、交付の可否を決定し、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止および廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業中止（廃止）届（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金実績報告書（様式第12号）に、事業実績書（様式第12-1号または第12-2号）ならびに別表2に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助事業完了後に第7条第4項ただし書きの規定に基づき提出した滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入

税額控除確認書（様式第4-1号または第4-2号）の内容に変更があり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の実績報告書を受領したときは、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうか審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

（状況報告）

第17条 知事は、本要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な遂行を確保するため、補助事業者に対し報告を求め、または検査し、もしくは調査することができる。

2 知事は、前項の検査または調査を行った結果、補助対象事業または建築基準法および関係法令に不適合がある場合の措置が適切に行われていないと認める場合には、補助事業者に対し、必要な指導を行うことができる。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および今後の計画等を知事に報告し指示を受けなければならない。

（決定の取消し）

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

(3) 前条第1項の規定による検査を拒んだとき、または同条第2項の規定による指導に従わないとき

(4) 事業計画書（様式第3-1号または第3-2号）に記載された違反の改善時期までに違反内容の改善がなされないとき

(5) その他知事から承認を受けた全体設計や補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件その他関係法令に違反したとき

2 知事は前項の規定により交付決定を取り消したときは、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還通知書（様式第15号）により期限を定めて、補助事業者へ当該交付済み補助金の返還を命じることができる。

2 補助事業者は、補助事業完了後に第7条第4項ただし書きの規定に基づき提出した滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書（様式第4-1号または第4-2号）の内容に変更があり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書（様式第17号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の報告があった場合には、知事は、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部の返還を命じることができる。

（補助金等の交付決定の通知および額の確定の通知）

第20条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は規則第3条の補助金等交付申請書の、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知は規則第12条の補助事業等実績報

告書の提出があつた日からそれぞれ 30 日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 21 条 補助対象者は、第 6 条の規定に基づく全体設計の承認の申請、第 7 条の規定に基づく交付等の申請、第 11 条の規定に基づく事業着手届の提出、第 12 条の規定に基づく交付の取下げ、第 13 条の規定に基づく交付の変更申請、第 14 条の規定に基づく中止または廃止の申請および第 15 条の規定に基づく実績報告および第 19 条第 2 項の規定に基づく消費税仕入控除税額の確定の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(雑則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

(付則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行し、令和元年 10 月 1 日以降に第 7 条の規定により申請のあった補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

(付則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別表1 (第5条関係)

補助事業の種別	補助事業の実施に要する経費	補助対象経費の限度額	補助金の額
(1) 補強設計	補強設計に要する経費および耐震判定機関による設計内容の判定に要する経費	ア 面積 1,000 m ² 以内の部分 3,670 円/m ² イ 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分 1,570 円/m ² ウ 面積 2,000 m ² を超える部分 1,050 円/m ²	補助対象経費に12分の5を乗じて得た額以内の額とし、千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
(2) 耐震改修等	耐震改修等に要する経費	51,200 円/m ² 以内。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、51,200 円を 83,800 円に読み替える。なおマンション※の場合は、51,200 円を 50,200 円に、住宅（マンションを除く。）の場合は、51,200 円を 34,100 円に読み替える。建替えまたは除却を行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。	補助対象経費に0.1265を乗じて得た額以内の額とし、千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

※マンション：共同住宅のうち耐火建築物または準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のもの

別表2 添付書類等

申請の種類	必要とする様式	添付書類
全体設計承認申請（第6条）	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計（変更）承認申請書（様式第1号）	(1) 理由書（申請時期のタイミングが今になった理由、耐震改修等が単年度で完了しない理由等、年度をまたぐことがやむを得ない理由を記載したもの） (2) 耐震改修等の工程表（理由書と相違がないものでかつ年度ごとの出来高がわかるもの） (3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（様式第16号） (4) 建物全部事項証明書（取得後3ヶ月以内の原本）または建築物の所有権を証する書類の写し (5) 建築物の所有者が複数の場合は、代表者の承諾書と共有者全員の同意書 (6) 区分所有建築物の場合は、管理組合の規約の写しと事業の実施を決議したことを証する書類 (7) 所有者が法人の場合は、法人全部事

		<p>項証明書</p> <p>(8) 確認通知書の写しまたは建築年月日を証する書類および昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類</p> <p>(9) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図および求積図（配置図および各階平面図は、耐震改修前および耐震改修後ともし工事内容の概要を付記すること。また立面図または断面図は、対象とする建築物の高さ、道路からの距離等および道路幅員が確認できるものとする。）</p> <p>(10) 外観写真および撮影方向を示す平面図</p> <p>(11) 耐震診断および補強設計の実施者の耐震診断資格者を証する書類の写し（建築士免許証および講習会修了証）</p> <p>(12) 当初耐震診断時および補強設計による改修後建築物における耐震診断結果の写しおよび耐震判定機関による評価書の写し</p> <p>(13) 耐震改修等にかかる見積書の写し（補助対象経費とその他の経費を分け、年度ごとの事業内訳や支払額、補助金申請額がわかるもの）</p> <p>(14) 耐震診断、補強設計にかかる補助金交付決定通知書の写し（ある場合）</p> <p>(15) 承認を受けた全体設計が事業予定期間内に完了しない場合に、交付済の補助金を知事に返還する旨の誓約書（様式第18号）</p> <p>(16) 建替え後の建築物が省エネ基準に適合していることを証する書面または建替え後の建築物を省エネ基準に適合させる旨の誓約書（様式第19号）（建替え工事に限る。）</p> <p>(17) その他知事が必要と認める書類</p>
<p>全体設計承認通知（第6条）</p>	<p>滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計（変更）承認書（様式第2号）</p>	
<p>交付申請（第7条）</p>	<p>(1) 交付申請書（様式第3号）</p> <p>(2) 事業計画書（補強設計：様式第3-1号）（耐震改修等：様式第3-2号）</p> <p>(3) 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕</p>	<p>次に示す書類。ただし、第6条第3項の規定により全体設計の承認を受けた場合はその他知事が特に認める場合は、一部の書類について省略することができる。</p> <p>【補強設計・耐震改修等共通】</p> <p>(1) 全体設計承認申請にかかる添付書類の(3)～(8)、(15)</p>

	<p>入税額控除確認書 (補助対象経費に消費税等を含める場合) (補強設計:様式第 4-1 号) (耐震改修等:様式第 4-2 号)</p> <p>(4) 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金振込先確認書 (様式第 5 号)</p>	<p>【補強設計】</p> <p>(1) 全体設計承認申請にかかる添付書類の(11)</p> <p>(2) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図および求積図(立面図または断面図は、対象とする建築物の高さ、道路からの距離等および道路幅員が確認できるものとする。)</p> <p>(3) 耐震診断実施者の耐震診断資格者を証する書類の写し(建築士免許証および講習会修了書)</p> <p>(4) 当初耐震診断時の結果の写しおよび耐震判定機関による評価書の写し</p> <p>(5) 補強設計の見積書の写し</p> <p>(6) 耐震診断にかかる補助金交付決定通知書の写し(ある場合)</p> <p>【耐震改修等】</p> <p>(1) 全体設計承認申請にかかる添付書類の(9)~(12)、(14)、(16)</p> <p>(2) 耐震改修等の工程表</p> <p>(3) 耐震改修等の見積書の写し</p>
交付決定通知 (第 9 条)	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 6 号)	
事業着手届 (第 11 条)	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業着手届(様式第 7 号)	(1) 契約書の写し (2) 工程表
取下げ届 (第 12 条)	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取下げ届(様式第 8 号)	
(交付決定額)変更申請(第 13 条第 1 項)	(1) 滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定額変更申請書(様式第 9 号) (2) 事業計画書 (補強設計:様式第 3-1 号) (耐震改修等:様式第 3-2 号)	(1) 申請内容の変更を示す図書 (2) 変更契約書の写し
変更交付決定通知 (第 13 条第 2 項)	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金変更交付(不交付)決定通知書(様式第 10 号)	
事業中止(廃止)届 (第 14 条)	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業中止(廃止)届(様式第 11 号)	
実績報告 (第 15 条)	(1) 実績報告書 (様式第 12 号) (2) 事業実績書 (補強設計:様式第 12-1 号) (耐震改修等:様式第 12-2 号)	1) 補強設計 (1) 補強設計図書および構造計算書の写し (2) 耐震判定機関による評価書の写し (3) 補強設計費用明細書および領収書の写し

		<p>(4) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2) 耐震改修等</p> <p>(1) 補強設計図書（設計変更があった場合は変更にかかる図書）</p> <p>(2) 工事の施工がわかる資料（写真、施工図等）</p> <p>(3) 耐震改修費用明細書（設計変更があった場合は変更にかかる明細書）および領収書の写し</p> <p>(4) 建替え後の建築物が省エネ基準に適合することがわかる資料（建替え工事に限る）</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p>
額の確定通知 （第 16 条）	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書（様式第 13 号）	
交付決定の取消し通知 （第 18 条第 2 項）	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消し通知書（様式第 14 号）	
補助金の返還通知 （第 19 条）	滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還通知書（様式第 15 号）	
消費税仕入控除税額の報告 （第 19 条第 2 項）	消費税仕入控除税額報告書（様式第 17 号）	

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業全体設計 (変更) 承認申請書

滋賀県避難路沿道建築物の耐震改修について全体設計の (変更) 承認を受けたいので、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する同条第 1 項) の規定に基づき、関係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

対象建築物の概要	建築物の名称		
	所在地		
	用途		
	階数		地上 階 / 地下 階
	構造 (混構造は複数に○)		木造・S 造・RC 造・SRC 造・その他
	面積 (小数点第 2 位まで)		延べ面積 m ²
	建築年月日		昭和 年 月 日
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
事業費 (工事費)	全 体		円
	(内訳)	年度	円
		年度	円
		年度	円
事業者	連絡担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所名称・氏名 ・事務所所在地 ・連絡先 ・担当者 	
全体設計 (変更) 承認を必要とする理由	別紙のとおり		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

申請者（代表者） 様

滋賀県知事 印

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計（変更）承認書

年 月 日付で申請のありました標記全体設計について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第6条第3項（同条第4項において準用する同条第3項）の規定に基づき、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

対象建築物の概要	建築物の名称		
	所在地		
	用途		
	階数	地上 階／地下 階	
	構造（混構造は複数に○）	木造・S造・RC造・SRC造・その他	
	面積（小数点第2位まで）	延べ面積 m ²	
	建築年月日	昭和 年 月 日	
事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
事業費（工事費）	全 体	円	
	（ 内 訳 ）	年度	円
		年度	円
		年度	円

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名 （法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者
担当者 氏 名 （法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書

年度において、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金 円を交付されるよう、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり要綱第18条第1項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 関係書類

- ・事業計画書（要綱様式第3-1号または第3-2号）
- ・滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書（要綱様式第4-1号または第4-2号）
- ・滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金振込先確認書（要綱様式第5号）
- ・要綱別表2に示す交付申請に係る添付書類
- ・その他知事が必要と認める書類

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

補強設計事業計画書

1 事業内容

項目		内容
対象建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m ²
	建築年月日	年 月 日
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業者	設計者 (耐震診断資格者)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所名称・氏名 ・事務所所在地 ・連絡先 ・建築士区分および建築士番号 級第 号 ・講習会名および修了番号
対象建築物の違反等の確認	違反の有無 (該当項目に○をし、有りの場合は内容を記入)	有り (違反内容：) 年 月までに改善します。(※2) 無し

※1 変更交付申請にあつては、変更後の内容を記載する。

※2 改善の期限は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第3項に規定する所管行政庁の確認を受けた改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（様式第18号）に記載された時期までの設定を基本とする。なお、この期日までに違反内容の改善がなされない場合は、滋賀県または国より交付決定を受けた補助金の交付を受けることができず、交付された補助金についても返還を命じられることがある。

2 事業に要する経費

項目	金額欄※1	備考欄
①実際に補助対象事業の実施に要する経費	() 円 円	耐震改修の設計以外にかかる経費(違反是正工事やリニューアル工事にかかる設計等の経費)を含めない額を記入
②補助対象事業の実施に要する経費の上限	() 円 円	「補助対象事業のうち補強設計の実施に要する経費の上限額算定表」に基づき算定された額※2
③補助限度額	() 円 円	(①と②の小さい方の額)×5/12
④補助申請額	() 円 円	

※1 変更交付申請にあつては、上段()に変更前を、下段に変更後を記載する。

※2 補助対象事業のうち補強設計の実施に要する経費の上限額算定表

対象建築物	A 単価	B 対象面積	C 限度額(A×B)
面積が1,000 m ² 以内の部分	3,670 円/m ²	m ²	円
面積が1,000 m ² を超えて2,000 m ² 以内の部分	1,570 円/m ²	m ²	円
面積が2,000 m ² を超える部分	1,050 円/m ²	m ²	円
合計	—	m ²	円

耐震改修等事業計画書

1 事業内容

項目		内容
対象建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m ²
	建築年月日	年 月 日
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業者	工事監理者	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所名称・氏名 ・事務所所在地 ・連絡先 ・建築士区分および建築士番号 1級・2級・木造 第 号
	工事施工者	<ul style="list-style-type: none"> ・名称・氏名 ・所在地 ・建設業許可 大臣・()知事(-)第号 ・連絡先
対象建築物の違反等の確認	違反の有無 (該当項目に○をし、有りの場合は内容を記入)	有り (違反内容:) 年 月までに改善します。(※2) 無し

※1 変更交付申請にあつては、変更後の内容を記載する。

※2 改善の期日は、本事業の完了予定日までの設定とする。なお、本事業完了日までに違反内容の改善がなされない場合は、滋賀県または国より交付決定を受けた補助金の交付を受けることができず、交付された耐震診断や補強設計にかかる補助金についても返還を命じられることがある。

2 事業に要する経費

項目	金額欄※	備考欄
①実際に補助対象事業の実施に要する経費	() 円 円	
②補助対象事業の実施に要する経費の上限	() 円 円	対象面積×51,200 円/m ² で算出された額を記入。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、51,200 円を 83,800 円に、マンションの場合は 50,200 円に、住宅マンションを除く住宅の場合は、34,100 円に読み替えのうえ算出された額。 建替えまたは除却を行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。
③補助限度額	() 円 円	(①と②の小さい方の額)×0.1265
④補助申請額	() 円 円	

※ 変更交付申請にあっては、上段()に変更前を、下段に変更後を記載する。

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名 （法人にあつては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者
担当者 氏 名 （法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書

滋賀県避難路沿道建築物の補強設計事業にかかる補助金申請において、下記の対象建築物の補助対象費用に係る消費税額については、消費税額および地方消費税額の仕入税額控除を行いますので、消費税額を補助対象額に含めて申請します。

（必要に応じて貴社経理担当もしくは会計士等にご確認いただき、以下から選択してください。）

1. 消費税法における納税義務者ではない。
2. 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
3. 簡易課税事業者である。
4. 1～3に該当しないが、補助対象費用に係る消費税については控除対象仕入税額に算入しない。
5. その他（理由： ）

記

項目	内容	
対象建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	
事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業者	耐震診断資格者	・事務所名称・氏名

（注）1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業に係る消費税仕入税額控除確認書

滋賀県避難路沿道建築物の耐震改修等事業にかかる補助金申請において、下記の対象建築物の補助対象費用に係る消費税額については、消費税額および地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象額に含めて申請します。

(必要に応じて貴社経理担当もしくは会計士等にご確認いただき、以下から選択してください。)

1. 消費税法における納税義務者ではない。
2. 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
3. 簡易課税事業者である。
4. 1～3に該当しないが、補助対象費用に係る消費税については控除対象仕入税額に算入しない。
5. その他（理由： _____）

記

項目		内容
対象建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	
事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業者	工事監理者	・事務所名称・氏名
	工事施工者	・名称・氏名

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県知事

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金振込先確認書

滋賀県避難路沿道建築物の〔補強設計・耐震改修等〕事業にかかる補助金申請において、補助金の振込先について下記の通り提出します。

記

項目	内容
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協
金融機関コード	
支店名	支店
店舗コード (3ケタ)	
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義人 (上段に漢字、下段にカタカナで記入してください。)	

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第6号（第9条関係）

滋建指第 号
年（ 年） 月 日

申請者（代表者） 様

滋賀県知事 印

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の通り交付（不交付）決定をいたしましたので通知します。

記

1 補助事業の種別

[補強設計 ・ 耐震改修等]

2 補助金交付決定額

補助対象経費	金	円
交付決定額	金	円

3 交付の条件

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後 10 年間保存しなければならない。
- (3) 補助金に係る消費税相当額については、消費税仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入れ控除額を減額することとなる。

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

滋賀県知事

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業着手届

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記の通り着手届を提出します。

記

項目		内容
補助事業の種別 (該当するものに○)		補強設計 ・ 耐震改修等
対象建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第 2 位まで)	延べ面積 m ²
	建築年月日	年 月 日
着手日	年 月 日	
完了予定日	年 月 日	
事業者	耐震診断資格者 (耐震改修等の場合は工事監理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所名称・氏名 ・事務所所在地 ・連絡先 ・建築士区分および建築士番号 級第 号 ・講習会名および修了番号(耐震改修等の場合は記入不要)
	工事施工者(耐震改修等の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・名称・氏名 ・所在地 ・建設業許可 大臣・()知事(-)第 号 ・連絡先

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(注) 2 添付書類 契約書の写し、工程表。

滋賀県知事

届出者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取下げ届

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました補助事業について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記の理由により補助金申請を取り下げます。

記

1 補助事業の種別（該当するものに○）

[補強設計 ・ 耐震改修等]

2 補助金交付決定額

補助対象経費	金	円
交付申請額	金	円
交付決定額	金	円

3 取下げの理由

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定額変更申請書

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました事業計画について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助事業の種別

[補強設計 ・ 耐震改修等]

2 補助金交付変更額

交 付 決 定 額	金	円
変 更 交 付 申 請 額	金	円
差 引 増 減 額	金	円

3 計画変更の理由

4 添付書類

事業計画書（様式第3-1号または第3-2号）
申請内容の変更を示す図書
変更契約書の写し

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

申請者（代表者） 様

滋賀県知事 印

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました標記補助金について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り交付（不交付）決定をいたしましたので通知します。

記

1 補助事業の種別

[補強設計 ・ 耐震改修等]

2 補助金変更交付決定額

補助対象経費	金	円
既交付決定額	金	円
変更交付決定額	金	円
差引増減額	金	円

3 交付の条件

- (1) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業にかかる収入および支出についての証拠書類を事業完了後 10 年間保存しなければならない。
- (3) 補助金に係る消費税相当額については、消費税仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入れ控除額を減額することとなる。

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

滋賀県知事

届出者 住 所
氏 名 (法人にあっては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業中止（廃止）届

年 月 日付け滋建指第 号で補助金の交付決定のありました補助事業について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので提出します。

記

1 補助事業の種別

[補強設計 ・ 耐震改修等]

2 補助金交付決定額

交付申請額 金 円

交付決定額 金 円

3 事業中止（廃止）の理由

4 中止する期間（廃止の場合は記入不要）

年 月 日から 年 月 日まで

- (注) 1 不要文字は二重線で抹消すること。
2 該当しない項目については記入する必要はない。
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第 12 号 (第 15 条関係)

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

滋賀県知事

申請者	住 所	
	氏 名	(法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者		
担当者	氏 名	(法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
	電話番号	

年 月 日付け滋 第 号で滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金の交付の決定の通知があつた滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

(補強設計の場合)

- ・補強設計事業実績書 (要綱様式第 14-2 号)
- ・耐震設計図書および構造計算書の写し
- ・耐震判定機関による評価書の写し
- ・耐震設計費用明細書および領収書の写し
- ・その他知事が必要と認める書類

(耐震改修等の場合)

- ・耐震改修事業実績書 (要綱様式第 14-3 号)
- ・耐震設計図書 (設計変更があつた場合は変更にかかる図書)
- ・工事の施工がわかる資料 (写真、施工図等)
- ・耐震改修費用明細書 (設計変更があつた場合は変更にかかる明細書) および領収書の写し
- ・建替え後の建築物が省エネ基準に適合することがわかる資料 (建替え工事に限る)
- ・その他知事が必要と認める書類

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

補 強 設 計 事 業 実 績 書

1 事業内容

項目		内容
対象建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m ²
	建築年月日	年 月 日
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業者	設計者 (耐震診断資格者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所名称・氏名 ・ 事務所所在地 ・ 連絡先 ・ 建築士区分および建築士番号 級第 号 ・ 講習会名および修了番号
対象建築物の違反等の確認	違反の有無 (該当項目に○をし、有りの場合は内容を記入)	<p>有り (違反内容 :) 改善済み 年 月 日に改善完了 (※1)</p> <p>改善予定 年 月までに改善します。 (※2)</p> <p>無し</p>

※1 改善された内容がわかる写真や所管行政庁への届出書類等を添付してください。

※2 改善の期限は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第3項に規定する所管行政庁の確認を受けた改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（様式第18号）に記載された時期までの設定を基本とする。なお、この期日までに違反内容の改善がなされない場合は、滋賀県または国より交付決定を受けた補助金の交付を受けることができず、交付された補助金についても返還を命じられることがある。

2 事業に要する経費

項目	金額欄	備考欄
①実際に補助対象事業の実施に要する経費	円	耐震改修の設計以外にかかる経費（違反是正工事やリニューアル工事にかかる設計等の経費）を含めない額を記入
②補助対象事業の実施に要する経費の上限	円	「補助対象事業のうち補強設計の実施に要する経費の上限額算定表」に基づき算定された額※
③補助限度額	円	(①と②の小さい方の額)×5/12
④補助申請額	円	

※ 補助対象事業のうち補強設計の実施に要する経費の上限額算定表

対象建築物	A 単価	B 対象面積	C 限度額(A×B)
面積が 1,000 m ² 以内の部分	3,670 円/m ²	m ²	円
面積が 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	1,570 円/m ²	m ²	円
面積が 2,000 m ² を超える部分	1,050 円/m ²	m ²	円
合計	—	m ²	円

耐震改修等事業実績書

1 事業内容

項目		内容
対象建築物の概要	建築物の名称	
	所在地	
	階数	地上 階 / 地下 階
	構造 (混構造では複数に○)	木造・S造・RC造・SRC造・その他
	面積 (小数点第2位まで)	延べ面積 m ²
	建築年月日	年 月 日
事業予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業者	工事監理者	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所名称・氏名 ・事務所所在地 ・連絡先 ・建築士区分および建築士番号 1級・2級・木造 第 号
	工事施工者	<ul style="list-style-type: none"> ・名称・氏名 ・所在地 ・建設業許可 大臣・()知事(-)第号 ・連絡先
対象建築物の違反等の確認	違反の有無 (該当項目に○をし、有りの場合は内容を記入)	有り (違反内容：) 改善日 年 月 日 (※) 無し

※ 改善された内容がわかる写真や所管行政庁への届出書類等を添付してください。

2 事業に要する経費

項目	金額欄※	備考欄
①実際に補助対象事業の実施に要する経費	円	
②補助対象事業の実施に要する経費の上限	円	対象面積×51,200円/m ² で算出された額を記入。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、51,200円を83,800円に、マンションの場合は50,200円に、住宅マンションを除く住宅の場合は、34,100円に読替え算出された額。 建替えまたは除却を行う場合にあつては耐震改修工事費相当分とする。
③補助限度額	円	(①と②の小さい方の額)×0.1265
④補助申請額	円	

様式第 13 号 (第 16 条関係)

滋建指第 号
年 (年) 月 日

申請者 (代表者) 様

滋賀県知事 印

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました標記補助金について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 16 条の規定に基づき、下記の通り確定しましたので通知します。

記

1 補助事業の種別

[補強設計 ・ 耐震改修等]

2 確定補助金額	金	円
交付決定補助金額	金	円
交付済補助額	金	円
返還金額	金	円

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 14 号 (第 18 条第 2 項関係)

滋建指第 号
年 (年) 月 日

申請者 (代表者) 様

滋賀県知事 印

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け滋建指第 号で下記の通り交付決定を通知した標記補助金について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので通知します。

記

1 交付決定者

2 補助事業の種別

[補強設計 ・ 耐震改修等]

3 補助対象建築物の位置および名称

4 補助金交付決定額

補助対象経費 金 円

既交付決定額 金 円

5 取り消した理由

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

申請者 (代表者) 様

滋賀県知事 印

滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金返還通知書

年 月 日付け滋建指第 号で交付決定を取り消した標記補助金について、
交付決定を取り消した事業に対し補助金の交付を受けているため、滋賀県避難路沿道建築物耐震
化促進事業補助金交付要綱第 19 条の規定に基づき、下記の期限までに交付を受けている補助金の
返還をするよう命じます。

記

1 交付決定者

2 補助事業の種別

[補強設計 ・ 耐震改修等]

3 補助対象建築物の位置および名称

4 返還を要する補助金額

交付決定額 金 円

既交付済額 金 円

返 還 額 金 円

5 返還の期限

年 月 日までに返還をすること。

6 その他

補助金の返還については、別紙納入通知書により納入すること。

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者
担当者 氏 名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
電話番号

年 月 日付け滋 第 号で滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金の交付の決定の通知があつた滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業について、滋賀県避難路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第 18 号（第 6 条、第 7 条第 1 項関係）

誓約書

年 月 日

滋賀県知事

申請者	住 所	
	氏 名	(法人にあつては名称および代表者の職・氏名)
発行責任者		
担当者	氏 名	(法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
	電話番号	

承認を受けた全体設計が事業予定期間内に完了しない場合には、交付済の補助金を返還することを誓約します。

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

様式第 19 号（第 6 条、第 7 条第 1 項関係）

誓約書

年 月 日

滋賀県知事

申請者	住 所	
	氏 名	<small>（法人にあつては名称および代表者の職・氏名）</small>
発行責任者		
担当者	氏 名	<small>（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）</small>
	電話番号	

建替え後の建築物を、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させることを誓約します。

（注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。